

高知県CO₂木づかい固定量認証ロゴマーク等使用規程

趣旨

この要領は、高知県CO₂木づかい固定量認証制度運営要綱に基づき、知事の指定するロゴマーク及び認証ロゴマーク（以下「認証ロゴマーク等」という。）の使用に際し、定めるものとする。

1 定義

(1) ロゴマーク

「ロゴマーク」とは、高知県CO₂木づかい固定量認証制度におけるロゴマークのことをいう。

(2) 認証ロゴマーク

「認証ロゴマーク」とは、知事から認証を受けたCO₂木づかい固定量を記載した固有のロゴマークのことをいう。

(3) ロゴマーク及び認証ロゴマーク使用届出書（県産木製品）

「ロゴマーク及び認証ロゴマーク使用届出書（県産木製品）」とは、認証ロゴマーク等の使用に際し、使用する内容等について固定量認証申請者が報告する書類のことをいう。

(4) ロゴマーク使用届出書（県産材）

「ロゴマーク使用届出書（県産材）」とは、ロゴマークの使用に際し、使用する内容等について固定量認証申請（予定）者へ県産材を供給する者が報告する書類のことをいう。

(5) ロゴマーク使用報告書（県産材）

「ロゴマーク使用報告書（県産材）」とは、ロゴマークの使用後に、使用実績等について固定量認証申請者へ県産材を供給した者が報告する書類のことをいう。

2 手順

(1) 固定量の認証

認証申請者は知事に固定量認証申請を行い、CO₂木づかい固定量認証通知を受ける。

(2) ロゴマーク及び認証ロゴマークの使用

認証ロゴマークは「3使用の要件」及び「ロゴマーク及び認証ロゴマーク使用基準」に基づいて使用する。

(3) 届出

認証ロゴマーク等を使用する際には、使用を開始する前に知事に対し、別紙様式1又は2により使用届出書を提出する。様式2の使用届出書の有効期

限は、提出のあった日の属する年度末（3月31日）までとする。

（4）報告

別紙様式2「ロゴマーク使用届出書（県産材）」を提出した場合は、別紙様式3「ロゴマーク使用報告書（県産材）」により、提出した年度におけるロゴマークの使用実績を記載し、当該年度の翌年度の4月末日までに提出する。

（5）改善命令

知事は、記載内容及び記載方法について不適切であると判断した場合には、改善命令を通知する。通知を受けた事業者は、速やかに修正を行い「ロゴマーク及び認証ロゴマーク使用届出書（県産木製品）」又は「ロゴマーク使用届出書（県産材）」を再提出する。

3 使用の要件

（1）県産木製品

認証ロゴマークの使用に際しては、マークの下部に認証された固定量を記載するものとし、商品本体または商品に付けるタグ及び包装等に使用できる。

（2）県産材

ロゴマークを使用できる事業者は、CO2木づかい固定量認証を取得した者若しくは取得予定者又はその者に認証の要件を満たす県産材を供給する者に限る。

なお、ロゴマークの使用は県産材に限るものとする。

また、ロゴマークを使用する事業者は、当該認証制度を活用した取組のPRに努めること。

（3）ロゴマーク等の加工

認証ロゴマーク等は加工してはならない。

4 使用取り消し

知事からの改善命令を通知されたにもかかわらず、「ロゴマーク及び認証ロゴマーク使用届出書（県産木製品）」又は「ロゴマーク使用届出書（県産材）」の再提出を行わない場合、又は、認証内容に疑義が生じた場合には、認証の取り消しを行い、その旨を事業者に通知する。

5 その他

その他、本使用要領に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は平成 24 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は令和 2 年 7 月 31 日から施行する。

別紙様式 1

年 月 日

高知県知事 様

事業者名

ロゴマーク及び認証ロゴマーク使用届出書（県産木製品）

年 月 日付で高知県CO₂木づかい固定量認証通知を受けた県産木製品について、下記のとおり、ロゴマーク及び認証ロゴマークを使用したいので届け出ます。

認証番号	
製品名	
製品品番	
CO ₂ 木づかい固定量	
製造（予定）個数	
製造（予定）期間	
ロゴマーク掲載方法	
認証ロゴマーク掲載方法	商品 ・ タグ ・ その他（ ）
認証ロゴマーク掲載に関する情報 （写真添付もしくは別途製品サンプルを提示すること）	
備考	

別紙様式 2

年 月 日

高知県知事 様

事業者名

〇〇年度 ロゴマーク使用届出書（県産材）

高知県CO2木づかい固定量認証について、下記のとおり、ロゴマークを使用したいので届け出ます。

品目	
供給先 (土佐材パートナー企業名)	
製材事業者	
合法木材認証番号	
出荷予定数量 (m3)	
ロゴマーク掲載予定数	
ロゴマーク掲載方法	
備考	

別紙様式3

年 月 日

高知県知事 様

事業者名

〇〇年度 ロゴマーク使用報告書（県産材）

高知県CO2木づかい固定量認証について、下記のとおり、ロゴマークを使用しましたので報告します。

品 目	
供給先 (土佐材パートナー企業名)	
製材事業者	
合法木材認証番号	
出荷数量 (m3)	
ロゴマーク掲載数	
ロゴマーク掲載方法	
備 考	

別添使用報告書 ロゴマーク掲載状況が分かる写真

◆ 品 目 : _____

写真

ロゴマーク及び認証ロゴマーク使用基準

ロゴマーク



認証ロゴマーク



【使用上の注意】

1. 色

ロゴマーク及び認証ロゴマークの色は基本色、または白抜きで使用する。基本色とは、緑色（赤(R)71、緑(G)139、青(B)52）又はモノクロ色（黒色を含む）のこと。

白抜きとは、背景を基本色にした白文字のこと。

認証ロゴマークのCO₂固定量は、ロゴマークと同色とすること。

2. 加工

縦横の比率を変更しないこと。

認証ロゴマークが認識し難い箇所には表記してはならない。

別のロゴマーク及び認証ロゴマークと認識されるような扱いをしてはならない。